

自宅外通学証明書の提出について【給付奨学金採用候補者対象】

給付奨学金採用候補者で自宅外通学を希望する学生は、採用候補者決定通知と一緒に提出が必要な書類がありますので、以下を確認のうえ、別紙「採用候補者の進学後の手続き要領」に記載の提出期限までに大学へ提出をしてください。不備のない書類を期限内に提出した後、日本学生支援機構の審査にて自宅外通学が認められると、奨学金受給開始月後で自宅外通学となった月に遡って自宅外月額に変更されます。ただし、不備のない書類の提出が遅れると、自宅外月額の受給開始月は、自宅外通学となった月に遡ることができない場合がありますので注意してください。また、必要書類が未提出の場合や自宅外通学の要件を満たしていないなど、妥当性が認められない場合は、このまま自宅通学の月額での振り込みとなります。

■ 自宅外通学とは？ 以下の★印のすべてに該当していることが必要（自宅外の必要要件と妥当性）

- ★奨学生が生計維持者のもとを離れて生活していること
- ★奨学生または生計維持者が家賃を支払っていること
- ★以下のア～オの要件のいずれかに該当していること

- ア. 実家（生計維持者いずれもの居住地）から大学等までの通学距離が片道 60 キロメートル以上
- イ. 実家から大学等までの通学時間が片道 120 分以上
- ウ. 実家から大学等までの通学費が月 1 万円以上（1 か月の学生定期代の金額）
- エ. 実家から大学等までの通学時間が片道 90 分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が 1 時間当たり 1 本以下
- オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合

■ 【提出書類】 以下の①と②の両方を提出

① 自宅外通学申請届（通学形態変更届）【給付様式 35】

※玉川大学ホームページ新入生サイトまたは学生ポータルサイト UNITAMA【奨学金・学生生活情報】内の【採用候補者向け】に添付されている「自宅外通学申請届」をダウンロードし、1 枚目を印刷（モノクロで可）し、記入のうえ提出してください。また、2 枚目以降は提出する必要はありませんが、書類作成時に必ず確認のうえ活用してください。

※黒の消えないボールペンを使用し、必ず学生本人が記入してください。

※訂正が必要な場合、修正テープ等は使用せず、二重線で削除し余白に正しい内容を記入してください。

② 自宅外通学の証明書類

※「通学形態変更届（自宅外通学）[給付様式 35]」の「対象区分・必要証明書確認チャート」を確認し、A～G の該当箇所に記載されている証明書類を提出してください。

（注 1）「賃貸借契約書」のコピーは以下の内容が全て記載、押印されているものを提出してください。「重要事項説明書」のみの提出は不可となります。

- 入居日、契約日、契約期間の記載のあるもの。
- 契約内容（賃貸住宅の月額（家賃）、賃貸住宅の住所等）の記載のあるもの。
- 賃貸人、賃借人の署名、捺印のあるもの。（電子契約の場合、賃借人の捺印はなくても可）

（注 2）必ず自宅外月額の受給開始月を含んだ期間の書類が必要です。

（注 3）学生本人が生計維持者と別居しており、学生本人または生計維持者が家賃を支払っていることが必要です。

（注 4）上記の自宅外通学の要件★印すべてに該当していることが必要です。

■ 【書類提出先・問い合わせ先】

〒194-8610 東京都町田市玉川学園 6-1-1

玉川大学 学生支援センター JASSO 奨学金・留学支援デスク（大学教育棟 2014 ラーニングコモンズ 3 階）

TEL：042-739-8448 月～金曜日 8：30～17：00（平常授業が行われる土・祝日は開室）

※書類の提出方法は、「採用候補者の進学後の手続き要領」の記載内容に従ってください。